

脱炭素コミュニケーター制度について

1 脱炭素コミュニケーターについて

(1) 脱炭素コミュニケーターとは

温暖化防止、省エネルギー、グリーン購入等の知識、情報を提供し、消費者がより環境負荷が少ない製品を適切に選ぶことができるように促す店頭販売員。

(2) 認定について

業界団体（一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部／山形県電機商業組合／山形県サッシ・ガラス協同組合）、山形県地球温暖化防止活動推進センターの二者により認定。

脱炭素コミュニケーター候補者は、養成研修の受講及び試験合格が必要。

養成研修会の内容

- ・ 地球温暖化の現状、メカニズムと影響
- ・ パリ協定、脱炭素、再生可能エネルギー
- ・ SDGs とエシカル消費
- ・ 地球温暖化対策及び脱炭素化に向けた国や県の施策
- ・ 脱炭素社会における自動車業界の取組みとエコドライブ（自動車部門）
- ・ 家電製品におけるカーボンニュートラル（家電部門）
- ・ 住宅の省エネに関わる施策、住宅の断熱（サッシ・ガラス部門）

2 認定制度について

① 自動車部門（一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部）

令和5年度開始

② 家電部門（山形県電機商業組合）

令和7年度開始

③ サッシ・ガラス部門（山形県サッシ・ガラス協同組合）

令和7年度開始

※ 脱炭素コミュニケーター制度は、環境マイスター制度に代わる新たな制度となっております。現在、脱炭素コミュニケーターの新規養成研修のほか、移行研修により環境マイスターから脱炭素コミュニケーターへの順次移行を行っているところです。